

GYOUSEI ADACHI

ぎょうせい足立

発行日○平成20年(2008年)1月1日
 発行人○足立支部長 小林裕一
 編集人○清水良満

NO. 30

発行所○東京都行政書士会足立支部

東京都足立区綾瀬二丁目24番8-205号 TEL 03-5680-2781 FAX 03-5680-2782



街頭無料相談会 平成19年10月13日(土) 於：足立区民まつり会場

新年のご挨拶

東京都行政書士会足立支部
 支部長 小林裕一



明けましておめでとございます。
 平成二十年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

早いもので、この「ぎょうせい足立」も第三十号を数えるに至り、私の新年のご挨拶も五回目となります。

私の記憶では、この「ぎょうせい足立」は一時休刊していた、何年か振りに復刊させたもので、平成六年頃から、年二回の発行を続けてまいりました。億ます他まず、今日まで続いた計算になります。

「継続は力」「石の上にも三年」いずれも、我慢してひとつのことに取り組む美徳を讀えた格言です。その意味では「ぎょうせい足立」第三十号は快挙として誇りたい気持ちで一杯です。

さて、私たちの行政書士法は、昭和二十六年に産声を上げてから今日まで、諸先輩方の努力によって、その職域を営々として築いてきました。長年の積み重ねに対して、心から敬意を払いたいと思います。

しかし、今、私たち現役の行政書士が立っているところは大変険しい場所であるという他はありません。従来許認可業務においては法令遵守の観点から、そして、優良業者の育成に配慮した立場から業務遂行に努めなければならぬでしょう。準司法に取り組む立場では、相当の修練と習熟を要することは想像に難くありません。さらに職業倫理の観点からは、行政書士の業務遂行規準(基準ではなく)の確立が急務ではないかと強く感じます。

五十有余年間、議員立法として風雪に耐え、行政書士法を守ってきました。ぎょうせい足立が、今後四十号、五十号と号を重ねて行けるよう決意を新たに、新年に臨みます。

会員の皆様のご多幸を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

会長のご挨拶

東京都行政書士会

会長 清水勝利



輝かしい新年を迎え、謹んで年頃のご挨拶を申し上げます。

日頃より小林裕一支部長はじめ、足立支部の先生方には東京会運営のため、一方ならずご理解ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、足立区では昨年六月、近藤やよい新区長が就任されました。支部役員による新区長表敬訪問の記事を、行政書士どうきよう九月号で拝見しました。昨年春に貴支部では「渉外部」を新設され、「地元で行政書士に何ができるか」をテーマとして、足立区役所をはじめ地元諸関係機関と定期的な意見・情報交換等をされ、地元と密着した交流を熱心にされている点、高く評価いたします。

東京会会長として私は、行政書士は「街の法律家」として地域に根を下ろし、地域の皆さんに親しまれ頼られる存在になることを強く唱え、「支部活動の充実と推進」を推し進めております。他の支部も足立支部の地域活動を参考として、「地元で行政書士に何ができるか」を常に検討し工夫して、地域で幅広く活動されることを期待し

ております。

足立支部の日頃の諸活動が着実に実を結び、地元で行政書士の花が咲き誇ることを願っております。

また、会長として先生方をお願いいたしますが、東京会・行政書士制度に対する建設的なご意見ご提言を心待ちしています。FAX又は手紙で事務局までお寄せください。先生方と一緒に行政書士の今後の進むべき方向について、励んで取り組んでいこうと願っております。

末筆ながら、足立支部の先生方のご健勝とご繁栄を祈念申し上げます、私のご挨拶といたします。

足立区長ご挨拶

足立区長

近藤やよい



あけましておめでとうございます。

東京都行政書士会足立支部の会員の皆様には、清々しい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、平素から会員の皆様には、専門性を活かした幅広い活動を繰り広げられるとともに、足

立区政に心からのご理解とご協力を賜り、ここに改めて深く感謝申し上げます。

マニフェストを掲げ区長選に挑戦し、就任後約半年が経過いたしました。マニフェストは区民の皆様方と私との具体的なお約束でございますので、その進捗状況につきまして、インナー・マニフェストを作成し、透明性を十分確保した上で、一日も早い実現に向けて努力しているところでございます。

足立区は、年間予算約二千億円の半分を民生費が占めるといふ非常に厳しい財政運営を強いられるだけに、行政改革には積極的に取り組んで参りましたが、今後とも、更に事業の効率化を図っていくことは言うまでもないこととさせていただきます。

私がそれ以上に重要と考えていることは、職員の意識改革です。スピード感の欠如、乏しい危機意識が、組織に停滞を招いていると感じる場面が多々あるからです。

昨年はそれが一気に噴出した年でもあり、区民や社会から区が受けたダメージは計り知れません。そのことに思いをはせ、本年は職員が一丸となってこの危機を乗り越える覚悟の年となります。私も区長として、職員の意識改革が内部から湧き上がってくるような風通しと、やりがいのある組織作りに全力を尽くしたいと思います。

貴会の益々の発展をご祈念申し上げますとともに、会員の皆様のご健康、ご多幸をお祈りいたします。

「私たちが創るまち」

「足立区地域福祉活動計画」(業業)

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会
事務局長 根本 優

足立区社会福祉協議会は、社会福祉法第一〇九条に規定されている社会福祉法人で、ボランティア活動の振興、歳末たすけあい事業、成年後見制度支援事業など、様々な活動を行っています。

昨年から、私たち一人ひとりが暮らしやすいまち、住み続けたいまちの実現に向けて、具体的に動き出すことを目指す「足立区地域福祉活動計画」づくりに、公募委員・福祉団体などで構成する委員会を立ち上げ、検討を重ねてきました。都の地域福祉推進計画、区の地域福祉計画と相互に補完し合い、地域福祉を推進していくものです。

この度、計画の素案がまとまりましたので、「基本理念」と「基本目標」をご紹介します。

基本理念

私たちが創る足立、安心して暮らせる、支えあいのあるまち

足立は、「一人が優しく」「人情味にあふれる」まちです。私たちが住んでいる大好きなまちだから、もっと暮らしやすく、ずっと住み続けたいまちにしてみませんか。そのために何をすればいいのかを、みんなで一緒に考え、行動していきます。

基本目標

- ① 私たち一人ひとりが誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます
- ② ふれあいと支えあいの活動に取り組んでいきます
- ③ 手をとりあって活動の輪を広げていきます

今後も、ささえあう地域づくりをめざした活動を展開していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

(福) 足立区社会福祉協議会

〒120-0011 足立区中央本町一―十七―一

足立区役所南館十一階

電話 〇三―二八八―一五七四〇

HP <http://adachi.syakyu.com/>

「権利擁護センターあだち」

のご紹介

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会

権利擁護センターあだち

課長 アルマルカウイ恵子

平素より足立区社会福祉協議会の各事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、足立区社会福祉協議会「権利擁護センターあだち」は、介護保険法施行に併せて平成十二年四月に設置されました。当初の機能は高齢

者福祉サービスの苦情対応と地域福祉権利擁護事業等が主な柱でしたが、現在では、七つの事業を十五名の職員で担当しています。

当センターの特色は、成年後見制度を中核とした認知症や障がい者等の判断能力が低下した方々への支援と、介護サービス、障がい者福祉サービスへの苦情相談対応を一体的に運営しているところにあります。以下に、主な業務内容をご紹介します。

今後とも宜しくお願いいたします。

業務の種類	業務の内容
1) 苦情相談窓口	高齢者・障がい者福祉サービスの質や契約に関する苦情や認知症等の判断能力低下に伴う多様な相談に対応する。
2) 地域福祉権利擁護事業	判断能力の低下した高齢者・障がい者の方の介護に関する契約の支援や金銭管理の支援を本人との契約によって行う。
3) 成年後見制度利用支援事業	親族による成年後見制度の申立て等の支援や区長による申立て事務の支援を行う。
4) 成年後見制度推進機関	出前講座や相談会を通じて制度の周知・啓発を行い、後見人連絡会の開催や社会貢献型後見人養成を行う。
5) 高齢者あんしん生活支援事業	判断能力が健全なうちに、「入院するとき」「施設に入所するとき」「物忘れが出てきたとき」「最期のとき」などについて、どのような支援をするか前もって決めておき、いざというとき必要なサービスが使えるよう本人との契約により準備しておくことで、心配事を解決する。

東京商工会議所 足立支部

事務局長 石田真司

東京商工会議所は、大企業から中小企業、個人事業主までの数多くの企業に会員としてご入会をいただいております。中小企業施策や税制改正、オリンピック招致に向けた外国人観光客の誘致促進など政府や東京都への意見・要望活動をはじめ、個々の企業の経営改善をサポートするさまざまな事業を行っています。

東京商工会議所は二十三区内に会員企業との直接の窓口となる支部を設置していますが、当支部は、主として足立区内の会員企業などを対象に各種のサービスを提供しています。業務内容としては、経営・税務・法律などの各種専門相談をはじめ、従業員二十人以下の小規模事業者のための事業資金融資（マル経融資）の推薦、講習会や企業向けセミナーなどの経営情報の提供、また先進的な商業施設や先端企業の視察会、異業種交流会など、幅広く事業を展開しています。この他、今年度から三カ年計画で区内の若手経営者・後継者を対象に「経営革新セミナー」や、ゲスト講師を招いて意見交換する「経営者交流会「切磋琢磨の会」」も開催するなど人材育成事業にも積極的に取り組んでいます。

最後になりますが、東京商工会議所は今年、創立百三十周年を迎えることになりました。これもひとえに会員企業の皆様の長年にわたる温かいご支援の賜物と感謝いたしております。東商の本部では来る三月二十四日に、記念式典「東商サミット130」を開催させていただきます。当支部におきましても現在、記念事業を企画しているところです。

当支部では今後も、企業やお店の後継者の皆さんが喜んで、また希望をもって跡を継げるような経営環境を作っていくよう、これまでよりも一段ときめ細かな会員サービスの提供に努めていきたいと考えております。

ます。引き続き、会員企業をはじめ、区内事業者の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。区役所内事業者の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。区役所内事業者の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

街頭無料相談会の報告

平成十九年十月十三日（土）、十四日（日）の両日、荒川河川敷「足立区民まつり」会場内において、今年も街頭無料相談会を実施いたしました。

今年度は、東京都行政書士会足立支部が主催となり、共催として全日本不動産協会城東第一支部に参加していただき、また足立区からは、後援をいただいていた運びとなりました。

相談案件は、二日間、四十五件（平成十八年は、二十六件）に上りました。当日はお天気に恵まれ、初日は行列ができるほど盛況で、昨年と同数の相談数をクリアできました。

- 相談内容は、
- ① 遺言・相続・贈与 二十二件（比率四十八％）
 - ② 不動産・近隣問題 六件（比率十三％）
 - ③ 会社設立 四件（比率九％）
 - ④ 離婚・家族 三件（比率七％）
 - ⑤ その他

でした。また、来場動機は、会場で相談会を知った人が三十四人（八十五％）、新聞の折込チラシ三人（八％）、区広報二人（五％）という集計結果でした。今年度は、相談会の案内書（チラシ）においては、キャッチフレーズとして、身近な相談相手「行政書士」、不動産のプロ「全日本不動産協会」を使ってアピールしてみました。

来年度も、他業種と共同で、また新たな試みを加え対応していきたいと思っております。

（街頭無料相談会責任者 古岡 晋）

渉外部活動報告

平成十九年四月に渉外部が創設されて以来、多くの方々のご協力に支えられ、「地元で行政書士に何ができるか」をテーマに、足立区役所をはじめとする関係諸機関との関係構築に努めてまいりました。八月の足立区役所等との定期意見交換会では、近藤区長との懇談会も実現し、広報課においては念願の足立区役所ホームページとの相互リンクが実現いたしました。これにより、足立区役所ホームページを開く多くの方々、直接東京都行政書士会足立支部ホームページにリンクすることができるようになりました。また区内十七カ所の区民事務所に業務紹介のパンフレットとブレンテを常時置いていただけられるようになり、区民の皆様にとつて私たち行政書士の存在がより身近になりました。さらに、「ぎょうせい足立」に、近藤区長をはじめ、足立区社会福祉協議会、権利擁護センターあだち、東京商工会議所足立支部からご寄稿をいただくことができました。今後も渉外部の活動にご理解とご支援をお願い申し上げます。（渉外担当 大竹なかり）

平成十九年度第一回支部研修会報告

平成十九年度第一回目の研修会を、次の要領で開催いたしました。

- 一、日時 平成十九年七月二十一日（土）
午後二時から同五時まで
- 二、場所 竹ノ塚教育相談センター五階
多目的ホール
- 三、テーマ 「入管業務の基礎の基礎」
- 四、講師 当支部 金塚 孝 先生
- 五、参加者 当支部会員二十名

私たちの身近において外国人に出会うことがとても多くなってきました。特に足立区は区内でも外国人の

人口が多く、外国人就労の問題や外国人が経営者として会社設立や中古車販売業などの起業を行うケースが生じてきています。そこで、平成十九年度の第一回目の支部研修は外国人問題をテーマとして、その分野を得意とされる金塚先生にご講義いただきました。専門性の高い分野のため、今回は初心者にも分かり易い形で、基礎の基礎として次の内容について具体的に説明していただきました。

- ①在留資格制度の概要 ②パスポートの読み取り方
- ③外国人登録証明書の読み取り方 ④主な申請書式(実例)及び添付書類 ⑤不許可になったら ⑥申請取次制度、申請取次リストと取次予約制 ⑦相談・受任に当たって注意すべきこと

参考書などの紹介もしていただき、今後外国人問題の業務を進めるうえで、とても有益な内容の研修でした。今回も幸野先生・大竹先生・諏訪先生には受付その他でのご協力をいただきありがとうございました。次回の研修会も充実した内容にしたいと思っておりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。(研修担当 沖山忠敏)

平成十九年度第二回支部研修会予告

平成十九年度第二回目の研修会を、次の要領で開催する予定です。

- 一、日時 平成二十年三月十五日(土)午後二時から同五時まで(受付開始は一時二十分)
- 二、場所 足立区勤労福祉会館(ブルミエ)二階第一ホール
- 三、テーマ ★ベテラン公証人が分かり易く語る
「相続遺言・任意後見の注意点と問題点」
- 四、講師 越谷公証役場公証人 生田 治郎(いくたじろう)先生

(略歴) 一九四一年岐阜県生まれ。一九六四年京都大学法学部卒業後、銀行、弁護士を経て、一九七六年四月裁判官に任官(横浜地裁、東京地裁、千葉家裁などに勤務)。二〇〇一年十二月退官の上、二〇〇二年一月より越谷公証役場公証人として活躍中。

今回の研修会は、昨年に続き二回目の一般市民及び他支部の先生方の参加によるオープン形式の研修会となります。行政相談の半数近くは相続関係です。このテーマについては一般市民の関心も高いことから、大勢の方に参加していただくとともに参加した皆様に喜ばれるものだと思います。幸いにも今回は、実務に精通された最前線の生田先生が講師を快くお引き受けくださいましたので、素晴らしい内容の研修会になるものと期待しています。

支部会員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。(研修担当 沖山忠敏)

足立支部 自主勉強会

去る平成十九年十一月二十四日(土)、綾瀬の足立区勤労福祉会館にて第十四回「足立支部自主勉強会」が開催されました。参加者は五名。今回のテーマは、「宅建業電子申請」、「異議申立」、「減価償却」、「コピー機の導入と活用事例」の四つでした。

本会等の研修会では取り上げられにくい分野や、まだ手がけたことのない業務に関する「生」の知識を実に手軽に得ることができるところで、非常に有意義な会となっており、若手会員が中心になって活動していますので、興味のある方はぜひお気軽にご参加ください。

次回開催予定は次の通りです。

- 第十五回 自主勉強会
- 一、日時 平成二十年二月十六日(土)

午後六時三十分～同九時
二、場所 東京芸術センター 会議室5(九階)
※詳細は足立支部 幸野まで
TEL 〇三(三八五三)一三三七二
FAX 〇三(三八五三)一三三八八

支部サイトにも開催の情報を掲載しております。支部メーリングリストでは、開催に関する情報がリアルタイムでやりとりされており、ぜひご参照ください。(研修担当 幸野茂人)

足立支部会員の動向

(平成十九年十二月十日現在)

- ▼平成十九年度入会者(四名)
松浦智昌(五月一日・世田谷区より転入)
足立区東綾瀬(一五・四一・二〇四)
青木雄三(七月一日・新規)
足立区日ノ出町(二五・一六)
パーソナルオフィス(二一 三一八号室)
板橋正文(八月一日・新規)
足立区東和五(一九・二一・一六〇四)
金杉紘司(十月二日・新規)
足立区花畑四(三一・一三三)
- ▼平成十九年度退会者(二名)
井上志郎(七月二十九日・廃業)
北代元信(十月二十日・廃業)
飯 大貴(十二月六日・廃業) ※姓は略字です
(総務担当 吉岡 晋)

支部会員の東京会等への役人兼任状況

次の支部会員の方々が東京会等の役員として活躍されています。

- 霜越 宣幸 (副会長)
- 小林 裕一 (東京会理事 (建設宅建部長))
- 佐藤 昌吉 (東政連総務委員)
- 小佐田秀志 (東政連組織委員)
- 清水 良満 (広報部員 暴力団等排除対策委員)

新年会のお知らせ

支部会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

恒例となりました足立支部「新年会」を次の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

ご多忙中とは存じますが、万事お繰り合わせの上、是非ともご出席いただきますようお願い申し上げます。特に登録・入会後三年未満の会員の方、参加をお待ちしております。(会費に特典があります)

一、日時 平成二十年一月二十二日(火)
午後六時から

二、場所 江戸一 万来館

足立区綾瀬四一十一六

(綾瀬駅より徒歩約五分)

TEL 〇三(五六八二) 八八八八

三、会費 支部会員 五千円

登録・入会後三年未満の

支部会員 二千五百円

支部会員の補助者 二千五百円

支部会員のご家族 二千五百円

四、申込先

同封の「新年賀詞交歓会のご案内」に参加者氏名をご記入していただき、左記吉岡晋宛にお申込みください。

FAX 〇三(三九九)五〇七〇

EMAIL yossy@adachi.jp

※準備の都合上、一月十七日までにFAXまたはメールでお申込み下さい。(総務担当 吉岡 晋)

支部会費納入のお願い

平成十九年度足立支部会費(六千円)につき未納の方は、同封の郵便振替用紙にてお振り込みください。すようお願い申し上げます。(会計担当 小佐田秀志)

未納会費の納入についてのお知らせ

平成十八年度以前の足立支部会費に未納のある方には、該当年度の郵便振替用紙を同封しております。つきましては、到着後一週間以内にお振込みください。未納が続きますと、支部細則第二十九条の四により、研修会等の支部事業に参加できない場合があります。(会計担当 小佐田秀志)

足立支部ホームページに関するお知らせ

東京都行政書士会足立支部では、平成十八年十二月より、支部ホームページをリニューアルし、また管理も支部内で行うこととしてから早くも一年が経過しました。

その間、いろいろな情報を掲載してきましたが、渉外部大竹先生のご努力により、足立区と相互リンクが可能になったことが大きな出来事だったのでないかと思えます。これにより、行政と市民を繋ぐ、行政書士と言う役割がより鮮明になったのではないのでしょうか。

さて、ホームページの内容ですが、この号が届くころには「新年会のお知らせ」「自主勉強会のお知らせ」が掲載されております。もちろん、その他の情報も掲載されておりますので、ぜひ支部ホームページをご覧ください。アドレスは、

<http://adachi.tokyo-cgozei.or.jp/>です。

また、「東京都行政書士会足立支部」でも検索可能です。(ホームページ管理担当 諏訪 智)

同封書類についてのご案内

今回ご寄稿をいただきました東京商工会議所足立支部による融資についてのパンフレットを、先方において同封させていただきました。ぜひご覧いただき、関与先企業ばかりでなく行政書士事務所の資金計画にもお役立ていただければ幸いです。また、渉外活動について簡単なアンケートを同封しておりますので、一月三十一日までにFAXにてご返送ください。すようお願いいたします。(渉外担当 大竹なか子)

支部会員権の停止について

東京都行政書士会足立支部では、昨年初めて、支部会費滞納者四名に対し、会員権の停止処分を行いました。なお、本件を掲載することにつきましては、支部細則第二十九条の四第三項に基づいております。(支部長 小林裕一)

編集後記

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、穏やかな新春をお過ごしのことと思います。

今回の「ぎょうせい足立 第三十号」には、多くの皆様より原稿をお送りいただきました。お忙しい中快くお引き受けいただいた皆様に、紙面を拝借し恐縮ですが、厚く御礼申し上げます。

新年にあたり、目標をお持ちになっている会員の皆様と同様に、「ぎょうせい足立」も、第四十号という次の目標に向かって歩んでまいります。本年も「ぎょうせい足立」を宜しくお願いたします。(清水 良満)